

令和7年6月犬山市議会定例議会会議録

第7号 6月23日（月曜日）

◎議事日程 第7号 令和7年6月23日午前10時開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 議員派遣について
- 第3 第40号議案から第43号議案まで
及び第45号議案から第49号議案まで
並びに諮問第1号
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議員派遣について
- 日程第3 第40号議案から第43号議案まで
及び第45号議案から第49号議案まで
並びに諮問第1号
- 日程追加 諸般の報告
- 日程追加 第50号議案 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第51号議案 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 第52号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第53号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第3号）

◎出席議員（17名）

1番	丸山幸治君	11番	岡覚君
2番	ヒアンキ恵子君	12番	岡村千里君
3番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
4番	光清毅君	14番	沼靖子君
5番	小川隆広君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君
10番	玉置幸哉君		

◎欠席議員（1名）

6番 島田 亜紀 君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大鹿 真 君
主 査 石黒 絵美 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長 原 欣伸 君 副市長 永井 恵三 君
教育長 滝 誠 君 経営部長 井出 修平 君
市民部長兼防災監 舟橋 正人 君 健康福祉部長 前田 敦 君
子ども・子育て監 兼 松 光春 君 都市整備部長 武内 雅洋 君
都市整備部次長 野本 敬弘 君 経済環境部長 小池 信和 君
教育部長 中村 達司 君 消防長 大澤 満 君
企画広報課長 古田 隆行 君 経営改善課長 川村 和哉 君
総務課長 藤村 崇司 君 子ども未来課長 上原 眞由美 君
消防総務課長 村山 弘泰 君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、6番 島田亜紀議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして会議を進めます。

日程第1 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が2件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議員派遣について

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、議員派遣についてを議題といたします。

配付いたしましたとおり、第20回全国市議会議長会研究フォーラムへ、議長として私、大沢秀教を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程第3 第40号議案から第43号議案まで及び第45号議案から第49号議案まで並びに諮問第1号

◎議長（大沢秀教君） 日程第3、第40号議案から第43号議案まで及び第45号議案から第49号議案まで並びに諮問第1号を一括議題といたします。

常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、玉置総務委員長。

〔総務委員長 玉置君登壇〕

◎総務委員長（玉置幸哉君） 総務委員会の審査結果報告を、お手元の書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を、配付した報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、諏訪建設経済委員長。

〔建設経済委員長 諏訪君登壇〕

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） 建設経済委員会の審査結果を、配付されました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和7年6月23日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

総務委員長

玉 置 幸 哉

審査年月日 令和7年6月17日

場 所 第1委員会室

出席委員 5名（全員）

付託議案

第42号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第47号議案 犬山市土地開発公社定款の変更について

第48号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 総務委員会の所管に属する歳入

歳 出 2款 総務費

6 款 商工費（2 項観光費）

8 款 消防費

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

6 月 12 日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第 42 号議案、第 47 号議案及び第 48 号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、諮問第 1 号については、全員一致をもって原案のとおり適任とすべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

民生文教委員会審査結果報告書

令和 7 年 6 月 23 日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

審査年月日 令和 7 年 6 月 17 日

場 所 第 2 委員会室

出席委員 5 名（1 名欠席）

付託議案

第 40 号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 43 号議案 工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休 2 日制））

第 48 号議案 令和 7 年度犬山市一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳 出 3 款 民生費

4 款 衛生費（1 項保健衛生費）

9 款 教育費

第 49 号議案 令和 7 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

6 月 12 日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第 40 号議案、第 43 号議案、第 48 号議案及び第 49 号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

建設経済委員会審査結果報告書

令和 7 年 6 月 23 日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

建設経済委員長

諏 訪 毅

審査年月日 令和7年6月17日

場 所 第3委員会室

出席委員 6名（全員）

付託議案

第41号議案 犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

第45号議案 調停の申立てについて

第46号議案 市道路線の認定について

第48号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳 出 4款 衛生費（2項環境費）

5款 農林業費

6款 商工費（1項商工費）

7款 土木費

6月12日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第41号議案、第45号議案、第46号議案及び第48号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより、常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第40号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されま

した。

次に、第41号議案、犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案、犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案、工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制））を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案、調停の申立てについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案、市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案、犬山市土地開発公社定款の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案、令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、諮問第1号は適任とされました。議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

再 開

午前10時28分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま当局から追加議案4件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第50号議案から第53号議案までを直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 第50号議案から第53号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 第50号議案から第53号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第50号議案から第53号議案までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、追加議案についてご説明申し上げます。

まず、第50号議案 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、選挙関連業務に従事する投票管理者等の報酬を改定するものです。

内容につきましては、4ページの新旧対照表によりご説明します。

別表中に規定する、投票管理者、選挙長、開票管理者、投票立会人、選挙立会人及び開票立会人の報酬の額を改定するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第51号議案 財産の取得について、ご説明します。

この案を提出しますのは、消防業務の充実を図るため、高規格救急自動車を購入するもので、購入金額は、3,289万円、購入先は、愛知日産自動車株式会社、契約の方法は、指名競争入札によるもので、入札は6月6日に、4者により執行しました。

納入期限は、令和8年3月16日であります。

第52号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて、ご説明します。

この案を提出しますのは、公用車による事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

令和6年11月22日、市内において発生した交通事故の相手方から和解についての内諾が得られたため、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解するものです。

なお、事故の概要等につきましては、2ページをご参照ください。

第53号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

説明に先立ちまして、この補正予算は、NHKの放送受信契約が未締結であったテレビ等受信設備に関する放送受信料の支払いの計上等で、速やかな対応が必要なため、追加提案としてご審議をお願いするものです。

1ページの第1条は、予算の総額に、300万4,000円を増額し、総額を310億3,175万1,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、2款の総務費では、公用車による事故に対する損害賠償の費用のほか、NHKの放送受信契約が未締結であるテレビ等受信設備に関する放送受信料の計上、

参議院議員通常選挙の執行経費の増額を行いました。

また、歳入では、県支出金や諸収入で、歳出に伴う参議院議員通常選挙執行県委託金や市有物件災害共済会災害共済金を計上し、繰入金では、財源調整として、財政調整基金からの繰入金を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

以上でございます。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで議案精読のため、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時33分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

第50号議案から第53号議案までに対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

17番 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 17番、柴田浩行です。私からは、第53号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第3号）の歳出2款1項3目財産管理費、日本放送協会NHKの放送受信料について、3点、質疑をさせていただきます。1点ずつよろしくお願いたします。

資料の11ページ、12ページを参照ください。その中の概略スケジュールで、令和7年4月中旬、日本放送協会より受信契約の調査依頼というスケジュールの中に示されておりますが、過去にもこのような調査依頼はあったのか、まず確認させてください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

毎年、NHKのほうから、秋ぐらいだったと思いますけど、市役所のほうでどれぐらいNHKと受信すべき設備があるかというような調査が来ておりまして、毎年答えているものがあります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 再質疑させてください。

毎年調査があったということですが、今回のような未払いが分かったという、その経緯について、再質疑で確認させてください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

今回のように各自治体でカーナビであるとかワンセグ携帯、あるいは放送設備付きのパソ

コン等の事例が続々と出ていまして、今回につきましては、そういった点も踏まえた調査を行ったところ、市のほうでもそういうのが出てきたという経緯でございます。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 2点目の質疑です。

この資料の中で、日本放送協会と受信設備の要件等について協議、確認をしていると示されておりますが、確認事項、協議事項の詳細についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） NHKからは受信できる設備という形であるとか、何台あるか、どこにあるかという、そういった形のものの照会というか確認を求められていますが、それが一体どういうものであるかというところが、こちらが協議しているところです。

例えば、この追加資料のところにも書かせていただきましたが、6月18日に報告させた時点では、議会事務局のこの議場のテレビについても上げさせていただきましたが、その後、協議の中で、部屋の中にアンテナプラグがなくて、固定されていて動かさない、受信できる環境のないものは違うんじゃないかと、こちらのほうから投げかけたところ、それはそうだというようなことで、向こうのほうも確認できましたので、落とさせていただいたという経緯がございまして、そういう形で、向こうが示しているものの中で、疑義があるものについて、協議の中で対象となる、対象とならないということをやっております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。

3点目です。これは先ほど答弁でありましたけども、犬山市だけじゃなくて、全国の自治体で同じような放送受信料の未払いの案件が発生しています。これはNHKとの契約について、各自治体が認識が不足していたということではなくて、これは制度上に問題があるのではないかと考えますが、当局の見解をお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 放送法上、受信設備を設置した者は契約しなければならないと書いてありまして、放送受信規約のほうには、支払い義務が生じるという形で書いてあります。一方、また加えてNHKのホームページのほうにも、受信機能付きのカーナビ、あるいは携帯電話というようなものも例示として挙げられているところがございますので、そういう意味では我々と言うか、各自治体もそういった情報というのが得るのが不足していたのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 再質疑させてください。

今、情報のキャッチが不足していたのじゃないかという話ですけども、これ法令を遵守できてなかったという犬山市の見解になるのか、あくまでも、今、部長が答弁したように、情

報がキャッチできなかったという見解なのか、市としての見解をはっきりとお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

現状、放送法上、契約を締結せねばならないというふうに書いてありますので、法律を守れていなかったというのは事実だと思います。

ただ、そのそれぞれの受信設備が対象となるかどうかというのは、しっかりNHKと協議した上で決まっていくので、これから支払いするまでの間、予算をお認めいただいた後でも、しっかり協議して、少しでもそういった設備が減らせればいいなというふうに考えて作業を進めてまいります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 柴田議員と同じく、第53号議案の令和7年度犬山市一般会計補正予算（第3号）の歳出2款1項3目財産管理費の日本放送協会放送受信料について伺います。

3点にわたって質疑させていただきたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、法令遵守をするということですけども、基本的には、これは今まで見ていたもの、意識して見ていたものは支払いをしていたと思うんです。そうじゃなかったものが今回の対象になっているということなんですけれども、ということは必要性としてはなかったわけですね。放送を見る必要はないけれども、契約を法令上せざるを得ない状態になっていたということは、商品管理を怠っていたということであって、必要性がないにもかかわらず支出をしなければいけないということなので、これは市民に対して損害を与えることだと思うんです。これに対する、まずその責任の取り方というのは、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 実際、例えばワンセグ携帯ようなもので、テレビ受信機能があるものを持っていたとしても、テレビとしては活用されていなかったというのが現状でございます。だから、そういった意味で、それを購入した時点で、そういった配慮がなかったということは確かに事実でございます。

ですので、そういう放送受信料かかるという知識や認識がなかったことについては、確かに市民の税金を余分に払う形になりますので、責任あるかと言えば、それはあるというふうに考えます。

今後につきまして、必要のないもののために受信料をずっと払い続けるというのも、これは納得いける話でもないもので、コストと、それから払うことのバランスを考えながら、必要に応じて買い替え、受信機能のないものにも買い替えたり、受信機能を取ってしまえば、払わなくていいのかどうか、そういった協議のほうも進めて、最短で9月議会でも買い替え等があれば変えていきたいなというふうに思っております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑したいと思います。

特に処分とくしないということですよ、この責任の取り方としては。なので、それはおいおい考えていきたいところではあるんですけども、ただ購入するときにちゃんと説明があったかとか、それは今回に関して、総務省の見解とかはどうなっているのでしょうか。

これも最高裁とかで判例が出てきて、そういうもんなんだということを全国が2019年とか2020年とか、その辺りから知っていったわけですけども、購入時にはそういうことは認識をしていないというのが、ほぼ全国的な状況だと思うんです。

だから、そういうことに対する説明とか広報という責任は、NHKとか総務省のほうにもあると思うんですけども、その点どうお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

先ほど申しましたように、いつからか分かりませんが、NHKもこういうのは受信機能付きのカーナビであるとかワンセグ携帯は対象になるよということは、ホームページに載せて、今、いつからかこれは分かりません。私もいろいろネットで調べたところによると、そういった機能を持った携帯であるとか、カーナビについて、メーカー側は特に説明、受信料かかるよって説明はしていなかったそうです。

いろいろ議員もおっしゃるような、裁判等によってかかることは決定してから、いろいろそういったものについて、受信機能じゃないものを出したりとかいう形で流れが変わってきたというふうに考えています。

だから、NHKに、あなたのとこ言ってなかったんじゃないですかというのを、それを訴えるなら証明をしなきゃいけないところですし、メーカーにそれをどこまで言えるかというのも、何とも分からんところでございます。

なので、不本意なところは確かにございますが、今のところは支払っていかざるを得んかなというふうに思っています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） この点で再々質疑ですけど、例えば携帯会社が保有する在庫分とか、あと車のディーラーさんにある分とか、メーカーさんが作っている最中とか、カーナビとかを製造した段階、どこの段階でこれは受信可能な設備として料金がかかるのかという、統一した見解というのはあるのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

設置した時点からかかるというふうにNHKは申しておりますので、それが使える状態になったところだというふうに思います。それについて、個別の案件になりますので、先ほど柴田議員の説明でもさせていただきましたように、協議する中でいつからかということもNHKに確認してまいりたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 次の要旨として、どこまで払うかということをお尋ねしたいんですけども、今回今持っている分が、購入した時点から遡って払うとことですよ。だから、それ以前の分というのは対象になっていないのか。

法令遵守をするとすれば、これ市制始まって以来とか、町制に遡ってとか、放送法ができたときから、それから遡って、過去あった機種も全部調べて払うべきものだと思うんですけども、この点は過去の分いかがなんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 今回特に対象になるのは、カーナビとかワンセグ携帯が主なものになります。ですので、我々も調べ得る限り、ずっと遡って調べて、ここからは確実にワンセグ機能が付いたものというところまで調べて、上げさせていただいているという状態です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑ですけど、これはNHKが調査に依頼をされて、市で独自というか、自ら調べているわけですよ。それでリストなりを出してNHKと協議をしているという状況だと思うんですけど、これ、真面目に調査をしているところとしていないところというのは、何か基準とかというのはあるんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

本市は、先ほど申しました追加で調べるということもありまして、私が言うのもなんですが、相当真面目にやっていると思います。

一方、他の自治体のいろいろ報道を見ていると、安いなというところあるんで、それについては何とも言えないと思います。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） そこで、再々質疑ですけど、さっき柴田議員のところでも協議ということはあったんですけど、協議としてNHKが何か自ら頑張って調査をするとか、そういうことはなかったんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

NHK自身が、例えば調査に来るとか、あるいはこういうのがあるんじゃないかというようなところはございません。市のほうで、こういうものが出てきたというところで、それが対象になるかどうかというやり取りで協議をしているということです。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。

3つ目ですけど、時効について伺いたいと思います。基本的にはこの請求権というのは、

5年の時効にかかると思います。やっぱり今までの説明を聞いても、基本的には基準がないところ、協議をして決めていたりということなので、僕はこういったものは、民法の原則としては権利の上に眠る者は保護しないと。だから、NHKの事務も怠っていたところがあると思うんですね。請求を怠っていたとか、調査をしていないとか、そういうところで、やっぱり5年の消滅時効というのは僕は援用すべきだと思うんですが、この点いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 質疑にお答えします。

時効について我々も検討いたしました。調べたところ、平成29年の最高裁の判例により、放送受信料に係る債権の消滅時効は、放送受信契約成立時から進行するというように明確に出されていますので、今回契約したところからですから、5年ではなく、ずっと先までという形になります。

同様に、我々税金を扱う立場だと、延滞金が付くんじゃないかというようなこともありますが、これも契約して向こうから通知があってからの算出になりますので、延滞金も同様にかからないというようなことが、この判例から出ております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑ですけど、契約成立時から進行するという事は、それは5年じゃなくて、契約したときからずっとということですか。請求権なんだけど。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 契約した時点からNHKが請求する権利が出てくるので、例えば、今、令和7年ですが、平成28年の契約のものも、そこまで遡らなければいけないということです。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） それはちょっと再々質疑ですけど、ちゃんと調べられてるのかな。これは改正前の民法と改正後とどうもちょっと違うようですけども、それは弁護士とかに確認されたのかな。

一応、民法改正をしてからは、全ての債権について5年で、これは定期給付債権というものになるのかな。

だから、ちょっと、これは5年だと思うんだけどな。でも、契約時から遡って時効ってずっと消滅しないってあるのかな。権利そのものと請求権というのは違うと思うんですけど、だから、そこもしっかり調べられた上で、だから例えば民間の方が請求が来て、契約時からずっと払わなきゃいけないということになるのか。だから、それが一般の方と取扱いが一緒であればしようがないと思うんですけども、自治体だけ特別に払うことになっているのか、それか民間の方も、例えば設置された段階だから、普通の家庭でも多分ワンセグ携帯持っている人ってめちゃくちゃ多いと思うんですね。そういう方も本当は払わなきゃいけないんだけど、それが5年じゃなくて、契約の段階からずっとなのかということについて、お願い

します。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

普通の家庭の方がワンセグ携帯を持ってる場合は、家にテレビがあって受信契約を結んでいけばなくていいというようなことが明示されています。

自治体とか事業者はそういう形ではないということが言われていまして、先ほど議員おっしゃったように、債権の消滅時効云々ところは改めて弁護士に確認するなりして、最終的な確定に持っていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この予算をお認めいただいた後も、お認めいただいたとして、その後も中身についても精査して、市民の大切な税金ですので、なるべく適切な形で支払うような形に持っていきたいというふうに進めていきます。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、第50号議案から第53号議案までに対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

令和7年6月定例議会常任委員会
付託議案一覧表

《総務委員会》

第1委員会室

議案番号	件名
第50号議案	犬山市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第51号議案	財産の取得について（高規格救急自動車）
第52号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて
第53号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第3号）

◎議長（大沢秀教君） 続いて申し上げます。ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

再開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

総務委員長から、委員会の審査結果報告を求めます。

玉置総務委員長。

〔総務委員長 玉置君登壇〕

◎総務委員長（玉置幸哉君） 総務委員会の審査結果報告を、お手元の書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

総務委員会審査結果報告書

令和7年6月23日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

総務委員長

玉 置 幸 哉

審査年月日 令和7年6月23日

場 所 第1委員会室

出席委員 5名（全員）

付託議案

第50号議案 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第51号議案 財産の取得について（高規格救急自動車）

第52号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて

第53号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第3号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第50号議案から第53号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（大沢秀教君） 総務委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第50号議案、犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案、財産の取得について（高規格救急自動車）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第53号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、6月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日6月24日から8月31日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和7年6月犬山市議会定例議会を閉じます。

午後1時05分 散会

本議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第40号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第41号議案	犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第42号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第43号議案	工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制））	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第44号議案	工事請負契約の変更について（犬山南小学校長寿命化改良工事）	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 2
第45号議案	調停の申立てについて	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第46号議案	市道路線の認定について	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第47号議案	犬山市土地開発公社定款の変更について	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第48号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第49号議案	令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	令和7年. 6. 2	原案可決	令和7年. 6. 23
第50号議案	犬山市の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	令和7年. 6. 23	原案可決	令和7年. 6. 23
第51号議案	財産の取得について（高規格救急自動車）	令和7年. 6. 23	原案可決	令和7年. 6. 23
第52号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて	令和7年. 6. 23	原案可決	令和7年. 6. 23
第53号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第3号）	令和7年. 6. 23	原案可決	令和7年. 6. 23
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	令和7年. 6. 2	適任	令和7年. 6. 23
陳情第4号	最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情	令和7年. 6. 2	承りました	—

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
陳情第5号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	令和7年.6.2	拝聴しました	——
陳情第6号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	令和7年.6.2	拝聴しました	——
陳情第7号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和7年.6.2	拝聴しました	——
陳情第8号	保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	令和7年.6.2	聞き置く	——
陳情第9号	介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情	令和7年.6.2	聞き置く	——
陳情第10号	国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情	令和7年.6.2	聞き置く	——
陳情第11号	「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書	令和7年.6.2	聞き置く	——